

2026 年 9 月 29 日

関西電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、改正法附則第 18 条第 4 項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（2026 年 11 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 28 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、附則 2（口座振替により料金を支払われるお客さまについての特別措置）に定める口座振替割引額および附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭（円 銭）	円 銭（円 銭）
定額電灯		
需要家料金 1 契約につき	77.00（0.00）	7.00（0.00）
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	81.46（5.56）	7.41（0.51）
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	125.52（11.11）	11.41（1.01）
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	213.66（22.22）	19.42（2.02）
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	301.77（33.33）	27.43（3.03）
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	478.02（55.54）	43.46（5.05）
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	478.02（55.54）	43.46（5.05）

（注）（ ）内には，特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	221.82 (16.59)	20.17 (1.51)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	375.44 (33.18)	34.13 (3.02)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	375.44 (33.18)	34.13 (3.02)
従量電灯 A		
最低料金 1 契約につき最初の15キロワット時まで	763.81 (241.23)	69.44 (21.93)
電力量料金 15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20.89 (0.68)	1.90 (0.06)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26.29 (0.68)	2.39 (0.06)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29.27 (0.68)	2.66 (0.06)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
従量電灯 B		
基本料金 契約容量 1 キロボル トアンペアにつき	497.82 (50.61)	45.26 (4.60)
電力量料金 最初の120キロワッ ト時までの1キロ ワット時につき	18.49 (0.68)	1.68 (0.06)
120キロワット時を こえ300キロワット 時までの1キロワッ ト時につき	21.70 (0.68)	1.97 (0.06)
300キロワット時を こえる1キロワット 時につき	24.20 (0.68)	2.20 (0.06)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
臨時電灯 A		
1 日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8.30 (0.51)	0.75 (0.05)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	16.59 (0.99)	1.51 (0.09)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	16.59 (0.99)	1.51 (0.09)
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	165.81 (9.83)	15.07 (0.89)
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	165.81 (9.83)	15.07 (0.89)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
臨時電灯 B		
最低料金 1 契約につき最初の 15キロワット時まで	985.41 (216.48)	89.58 (19.68)
電力量料金 上記をこえる 1 キロ ワット時につき	32.84 (0.76)	2.99 (0.07)
臨時電灯 C		
基本料金 契約容量 1 キロボル トアンペアにつき	566.52 (68.42)	51.50 (6.22)
電力量料金 1 キロワット時につ き	27.25 (0.76)	2.48 (0.07)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
公衆街路灯 A		
需要家料金 1 契約につき	69.30 (0.00)	6.30 (0.00)
電灯料金 10ワットまでの 1 灯 につき	73.65 (5.56)	6.70 (0.51)
10ワットをこえ20 ワットまでの 1 灯に つき	114.30 (11.11)	10.39 (1.01)
20ワットをこえ40 ワットまでの 1 灯に つき	195.62 (22.22)	17.78 (2.02)
40ワットをこえ60 ワットまでの 1 灯に つき	276.91 (33.33)	25.17 (3.03)
60ワットをこえ100 ワットまでの 1 灯に つき	439.52 (55.54)	39.96 (5.05)
100ワットをこえる 1 灯につき100ワッ トまでごとに	439.52 (55.54)	39.96 (5.05)
小型機器料金 50ボルトアンペアま での 1 機器につき	202.02 (16.59)	18.37 (1.51)
50ボルトアンペアを こえ100ボルトアン ペアまでの 1 機器に つき	342.44 (33.18)	31.13 (3.02)
100ボルトアンペア をこえる 1 機器につ き100ボルトアンペ アまでごとに	342.44 (33.18)	31.13 (3.02)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
公衆街路灯 B		
最低料金 1 契約につき最初の 15キロワット時まで	724.71 (241.23)	65.88 (21.93)
電力量料金 上記をこえる 1 キロ ワット時につき	19.87 (0.68)	1.81 (0.06)
公衆街路灯 C		
基本料金 契約容量 1 キロボル トアンペアにつき	464.82 (50.61)	42.26 (4.60)
電力量料金 1 キロワット時につ き	17.23 (0.68)	1.57 (0.06)
低圧電力		
基本料金 契約電力 1 キロワッ トにつき	1,211.46 (78.75)	110.13 (7.16)
電力量料金 1 キロワット時につ き		
夏季料金	14.83 (0.48)	1.35 (0.04)
その他季料金	13.34 (0.48)	1.21 (0.04)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
臨時電力		
定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	206.04 (13.90)	18.73 (1.26)
従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	18.09 (0.57)	1.64 (0.05)
その他季料金	16.32 (0.57)	1.48 (0.05)
農事用電力		
基本料金 契約電力1キロワットにつき	760.46 (78.75)	69.13 (7.16)
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	10.36 (0.48)	0.94 (0.04)
その他季料金	9.29 (0.48)	0.84 (0.04)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(2) 附則2（口座振替により料金を支払われるお客さまについての特別措置）に定める口座振替割引額

単 位	口座振替割引額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 契約につき	55.00 (0.00)	5.00 (0.00)

(3) 附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭（円 銭）	円 銭（円 銭）
契約使用期間		
最初の 30 日まで		
契約電力		
0.5キロワット	4,458.75（83.82）	405.34（7.62）
1 キロワット	6,316.12（166.98）	574.19（15.18）
2 キロワット	9,943.15（334.62）	903.92（30.42）
3 キロワット	13,615.01（501.27）	1,237.73（45.57）
3 キロワットをこ え 1 キロワットを 増すごとに	2,348.47（166.98）	213.50（15.18）
30日をこえる 1 日につ き		
契約電力		
0.5キロワット	36.03（2.79）	3.28（0.25）
1 キロワット	50.47（5.57）	4.59（0.51）
2 キロワット	103.39（11.15）	9.40（1.01）
3 キロワット	158.63（16.71）	14.42（1.52）
3 キロワットをこ え 1 キロワットを 増すごとに	62.44（5.57）	5.68（0.51）

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載